

2025年（令和7年）9月5日

〒653-0003

神戸市長田区五番町1丁目5-2-101

株式会社ファイブスタートラスト

レンタルバイク神戸店 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

申 入 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

下記と同内容の申入書につきまして、本年3月27日付け及び6月10日付けで貴社に送付しましたが、まだお返事がいただけておりませんので再送いたします。

なお、同内容の申入書を大阪本社にも送付いたしております。

お忙しいところ恐縮ですが内容につきご確認の上、必ず当方までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 当法人が貴社に送付しました2024年10月29日付け申入書に対しまして、同年11月22日に「顧問弁護士からの回答」をご郵送いただきました。

上記回答につきまして、以下のとおり、改めて申入れ及び質問をさせていただきます。

2(1) 延滞金を定めた条項について

更新又は返却の連絡がない場合及び車両を返却しなかった場合に関して、延滞日数の上限を問わず1日当たり1000円もの高額な延滞金を課すことは、消費者契約法第10条に違反するものと考えます。

すなわち、同条前段の要件についてみると、本件車両に関する賃貸借契約は、賃貸人がこれを賃借人に使用させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法第601条）ものですから、延滞料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといふべきです（最判平成23年7月15日民集第65巻5号2269頁参照）。

また、同条後段の要件についてみると、延滞日数が多くなって延滞金が車両の本体価格を超過するような場合、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに該当します（『消費者契約紛争ハンドブック（第3版）』152～153頁「Q71 レンタルDVDの延滞料条項の高額請求」参照）。

したがって、本件延滞金条項の削除を求めます。

なお、もし削除しないという場合、貴社の回答にあるとおり、延滞金の上限を定めるよう承諾書を改定する予定があるかどうか、ご回答ください。

(2) 契約更新料の入金がない場合について

契約更新料の入金がない場合に関しては、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができない旨を定めた消費者契約法第9条第1項第2号に違反するものですので、削除を求めます。

この点、貴社の回答によりますと、本件の延滞金が違約金又は遅延損害金と性質を異にするかのような見解が示されております。

しかし、本号の立法趣旨に照らして、実質的に損害賠償の予定等と解釈される約定であれば、違約金、解約料、キャンセル料といった名目の如何を問わず規制の対象となりますので、貴社の回答は法解釈を誤ったものです。

(3) 損害賠償責任の免除を定めた条項について

さらに、「車体トラブルが原因で発生したいかなる損害に対しての責任を負わない」旨の条項は、事業者の全ての損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項各号に違反するものです。

貴社の回答によっても、「無効と判断される可能性が高い」との記載があり

ますので、直ちに削除するよう求めます。

- 3 貴社のご回答は、本書面の到達後 1 か月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、全て公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上